

「認定第1号 令和4年度那覇市一般会計歳入歳出決算」に対する附帯決議

同決算中、パレット市民劇場客席天井耐震化事業については、国土交通省告示第771号及び建築基準法施行令第39条に定められている天井の耐震基準を満たしていないため、天井の耐震化を図る事業として、令和3年度に事業化されているが、客席天井の耐震化に関する耐震診断や設計業務の規模、スケジュールの見直しを行った結果、令和4年2月補正において、予算全額2,142,000円を減額補正している。

令和4年度に事業を開始したが、0.4%の執行率にとどまり、大部分を次年度に繰越すことになっており、大幅な進捗状況の遅れは看過できない事案であると、決算審査において指摘を行った。

進捗が遅れている経緯について、当局からの説明等によると、複合施設の中にある劇場の改修工事となることから、改修方法、改修範囲及び改修期間等について更なる検討を行う必要が生じたこと、施設内のテナント事業者等といった関係者への影響を考慮し、課題等の抽出を行う必要が生じたことから、当初予定していた耐震診断及び基本設計ではなく、基本計画に変更した経緯があり、減額補正を行うとともに、業務委託に係る予算を繰越したとの説明があった。

パレット市民劇場は多くの市民県民が利用する施設であり、利用者の命と安全を確保するための天井耐震化事業は、早急に対応すべきとの強い指摘が決算審査中にあり、当該事業にあたっては、必要な予算を速やかに確保し、一日も早く完成するよう、適切な措置を講じることを強く要望する。

以上、決議する。

令和5年10月4日

那覇市議会

あて先 那覇市長